

事 務 連 絡
平成22年1月5日

日本病院会 御中

厚生労働省保険局総務課

レセプト電子請求に係る免除届、猶予届について

先に御連絡致しましたとおり、平成21年11月25日付けで、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第151号。以下「請求省令」という。）が公布され、平成21年11月26日から施行・適用されたところです。

以下の医科病院については、請求省令により免除又は猶予等の例外措置を定めました。

- レセプトコンピュータを使用せず、手書きで書面による診療報酬請求を行っている医科病院については、電子媒体又はオンラインによる請求への移行を免除します。

※ これらの医療機関については、電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めるものとします。

該当する場合、その旨を平成22年3月31日までに審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に届け出る必要があります。（様式第1号）

- 電子レセプトに対応していないレセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間が終了するまでの間の医科病院（レセスタに対応していないレセコンを使用しているものに限る）について、電子媒体又はオンラインによる請求への移行を猶予します。

該当する場合、その旨を平成22年3月31日までに審査支払機関に届け出る必要があります。（様式第3号）

○ 電子媒体又はオンラインによる請求を行うことが困難な個別の事情*がある医科病院について、例外的に書面による請求を認めます。

※ 個別の事情

- ・ 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの
- ・ レセプトコンピュータ販売業者、リース業者と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの
- ・ 改築工事中、又は仮の施設で営業中であるもの
- ・ 概ね1年以内に廃止又は休止の計画を定めているもの
- ・ その他特に困難な事情があると認められるもの

該当する場合は、その旨を請求の日の前までに審査支払機関に届け出る必要があります。

(様式第4号)

つきましては、貴団体におかれましても、上記の免除、猶予要件に該当する場合は速やかに届出を審査支払機関に行っていただくよう、会員各位に対し周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細な取扱いについては社会保険診療報酬支払基金のホームページを参考にして下さい。(<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html>)